

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	該当条項		
1	イオンディライト(株) 東海支社 支社長 森 勇 名古屋市中村区名駅三丁目19番14号	当該事業者の社員が法令で定める資格を有していないにも関わらず玉掛けの業務を行ったとして、当該事業者及び社員が労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 10 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が建設業法その他の業務に関連する法令違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 4か月以上12か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上12か月以内 【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 (別表第10項及び第11項関係) 第5条 別表第10項及び第11項に規定する「その他の業務に関連する法令」とは、①建築基準法、②労働基準法、③労働安全衛生法、④道路交通法、⑤道路運送車両法、⑥測量法、⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律、⑧食品衛生法、⑨騒音規制法、⑩河川法、⑪砂利採取法、⑫都市計画法、⑬大気汚染防止法等が該当するものとする。	要領別表 第10項 第2号 運用基準 第5条③	1か月 令和8年8月4日～ 令和8年9月3日	物品の買入れ・委託業務等 (建物等各種施設管理、調査委託、警察用品・消防防災品、薬品・試薬・農薬、検査・測定、リース・レンタル、医療・理化学・計測機器、機械・器具)